# 空き家等対策に関する関係各課の役割

| 担当課 | 各課の役割 |
|---|---|
| まちづくり課 | 1　地域振興会及び自治会との連絡調整<br>2　空き家を地域で活用する施策 |
| 総務課 | 1　災害時における応急措置の実施<br>2　豪雪時における応急措置の実施<br>3　空き家等の法律相談の対応 |
| 港湾・観光課 | 1　空き家を活用する移住者に対する支援<br>2　空き家情報バンクの運営 |
| 市民課 | 1　市民相談窓口での応対 |
| 課税課 | 1　特定空き家に対する固定資産税住宅用地特例の解除 |
| 生活安全課 | 1　空き家の防犯対策に対する措置 |
| 環境課 | 1　浄化槽等の放置、破損等による汚物の流出や臭気に対する指導<br>2　ごみの放置や不法投棄によるネズミ、ハエ、蚊、シロアリ等の発生に対する指導<br>3　樹木や雑草の繁茂に対する指導 |
| 道路・河川管理課 | 1　道路の構造又は交通に支障を及ぼす空き家等に対する措置 |
| 営繕課 | 1　特定空き家等に対する技術的な助言<br>2　緊急安全代行措置の助言 |
| 消防本部防災課 | 1　空き家の周辺に放置されたものが燃焼の恐れがあり、火災の予防上危険な場合の除去命令 |
| 建築住宅課 | 1　特措法及び条例に基づく助言・指導、勧告、命令及び緊急安全代行措置等<br>2　空き家等対策協議会の運営<br>3　空き家等対策計画の策定<br>4　空き家実態調査の実施<br>5　空き家相談窓口の開設<br>6　老朽危険空き家に対する解体助成<br>7　解体後の跡地利用に対する助成<br>8　不動産協会等との情報交換 |